

ゴルフ場暫定指導指針対象農薬に係る 平成15年度水質調査結果について

平成16年11月12日(金)
環境省環境管理局水環境部
土壤環境課農薬環境管理室
室長 早川 泰弘(6640)
室長補佐 更田真一郎(6641)
担当 松岡 由美(6644)

環境省の示した「暫定指導指針」に基づき、平成15年度に都道府県において実施されたゴルフ場で使用される農薬についての水質調査の結果を環境省において取りまとめたもの。

1,233か所のゴルフ場を対象に延べ60,858検体について水質調査を実施。そのうち指針値を超過したのは0検体。

引き続き「暫定指導指針」に基づき、都道府県と協力してゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止のため指導を行っていく。

1. 経緯

環境省は、平成2年5月に、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を未然に防止するため、ゴルフ場で使用される農薬に係る水質調査の方法やゴルフ場の排水口での遵守すべき農薬濃度目標（指針値）等を定めた「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」（以下「暫定指導指針」という。）を都道府県に通知した。以降、各都道府県において、同指針に基づき所要の調査、指導が行われている。環境省は、この水質調査結果について、平成2年度以降、毎年都道府県から報告を求めている。

2. 平成15年度に都道府県において実施されたゴルフ場排水口等における水質調査結果

< 調査結果の概要 >

調査結果の報告があった都道府県	43
調査対象となったゴルフ場	1,233か所
調査対象農薬数	計45種類
総検体数	60,858検体
検出状況	農薬別検出濃度範囲等は別表に記載したとおり 指針値超過検体 なし

過去の調査結果との比較

調査年度	調査対象 ゴルフ場 総数	調査対象 農薬数	総検体数 (A)	指針値超過 検体数 (B)	指針値 超過比率 (B/A)(%)
平成11年度	1,794	35	95,760	0	0
平成12年度	1,673	35	84,071	2	0.0024
平成13年度	1,526	35	78,184	0	0
平成14年度	1,539	45	79,893	1	0.0013
平成15年度	1,233	45	60,858	0	0

(別表) ゴルフ場排水口における農薬別濃度範囲等

農薬名	指針値 (mg/l)	濃度範囲 ^{注1} (mg/l)	指針値超過 検体数	(参考) 総検体数 ^{注2}
(殺虫剤)				
アセフェート	0.8	ND~0.0010	0	1,212
イソキサチオン	0.08	ND~0.0007	0	1,572
イソフェンホス	0.01	ND	0	1,148
エトフェンプロックス	0.8	ND	0	1,058
クロルピリホス	0.04	ND	0	1,334
ダイアジノン	0.05	ND~0.0060	0	1,800
チオジカルブ	0.8	ND~0.0047	0	842
トリクロルホン(DEP)	0.3	ND~0.0040	0	1,205
ピリダフェンチオン	0.02	ND~0.0001	0	1,330
フェントロチオン(MEP)	0.03	ND~0.0100	0	1,715
(殺菌剤)				
アゾキシストロビン	5	ND~0.0078	0	1,494
イソプロチオラン	0.4	ND~0.0120	0	1,514
イプロジオン	3	ND~0.1900	0	1,585
イミノクタジン酢酸塩	0.06	ND~0.0040	0	744
エトリジアゾール(エトリゾール)	0.04	ND	0	1,164
オキシ銅(有機銅)	0.4	ND~0.0010	0	1,352
キャプタン	3	ND~0.0006	0	1,300
クロロタロニル(TPN)	0.4	ND~0.0001	0	1,525
クロロネブ	0.5	ND~0.0010	0	1,445
チウラム(チム)	0.06	ND~0.0020	0	1,488
トルクロホスメチル	0.8	ND~0.0460	0	1,584
フルトラニル	2	ND~0.0390	0	1,647
プロピコナゾール	0.5	ND~0.0530	0	1,391
ペンシクロン	0.4	ND~0.0420	0	1,644
ホセチル	2.3	ND	0	825
ポリカーバメート	0.3	ND~0.1700	0	719
メタラキシル	0.5	ND~0.0068	0	1,516
メプロニル	1	ND~0.2700	0	1,662
(除草剤)				
アシュラム	2	ND~0.2100	0	1,679
ジチオピル	0.08	ND~0.0009	0	1,407
シデュロン	3	ND~0.0180	0	1,244
シマジン(CAT)	0.03	ND~0.0012	0	1,343
テルブカルブ(MBPMC)	0.2	ND~0.0170	0	1,226
トリクロピル	0.06	ND~0.0130	0	1,511
ナプロパミド	0.3	ND~0.0110	0	1,341
ハロスルフロンメチル	0.3	ND~0.0150	0	1,296
ピリブチカルブ	0.2	ND~0.0013	0	1,268
ブタミホス	0.04	ND~0.0023	0	1,292
フラザスルフロン	0.3	ND~0.0060	0	1,189
プロピザミド	0.08	ND~0.0130	0	1,404
ベンスリド(SAP)	1	ND~0.0023	0	1,227
ペンディメタリン	0.5	ND~0.0075	0	1,507
ベンフルラリン(ベンゾジン)	0.8	ND~0.0012	0	1,380
メコプロップ(MCPP)	0.05	ND~0.0070	0	1,528
メチルダイムロン	0.3	ND~0.0007	0	1,201
合計		-	0	60,858

注1 排水口のデータである。

注2 場外の水域等を含む検体の合計である。

(参考)

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について

1. 概要

- (1) 水質保全の面からゴルフ場を指導するに先立って、農薬の使用状況や場内の集排水系統、周辺水域の状況等の実態を的確に把握すること。
- (2) 下流水域への出口であるゴルフ場の排水口における調査を基本に、農薬の使用状況、現地の立地条件等を勘案して排出水中の農薬の残留実態を的確に調査すること。
- (3) 全国的にみて主要な農薬について現在得られている知見等を基に人の健康の保護に関する視点を考慮して設定した指針値を、排出水中の農薬濃度が超過しないよう農薬の流出を極力低減させる等の指導を行うとともに、当該濃度が同指針値を超過した場合には次のような適切な措置をとること。
下流の利水施設に支障が生じないよう万全の措置を講ずること。
農薬の流出原因についてより詳細な調査を行うこと。
農薬使用の適正化、可能な範囲での農薬使用量の削減等の指導を一層徹底すること。
現地の実情に即し、ゴルフ場の集排水施設、施設・構造等の改善を指導すること。
- (4) 都道府県において、地域の実情に応じ、この指針値に替わるより厳しい値によって所要の指導を行うことができること。
- (5) 関係行政部局の連絡協議、ゴルフ場関係者の自主的な調査点検等の指導に努めること。

2. 暫定指導指針の改正等について

平成 2 年 5 月 2 4 日	:	環境庁水質保全局長名で各都道府県知事あてに通知。
平成 3 年 7 月 3 0 日	:	一部改正(対象農薬を追加し、21から30農薬へ。)
平成 4 年 1 2 月 2 1 日	:	一部改正(指針値を一部強化。フェントロチオンの指針値を0.1から0.03(mg/l)に変更。)
平成 9 年 4 月 2 4 日	:	一部改正(対象農薬を追加し、30から35農薬へ。)
平成 1 3 年 1 2 月 2 8 日	:	一部改正(対象農薬を追加し、35から45農薬へ。)